

# 郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、全国津々浦々の郵便局や関連職場で約19万人の非正規社員が働き、国民生活に密接に結びつきながら仕事をしています。しかし、正社員との処遇格差は著しく、諸休暇や手当、福利・厚生面での格差は放置されたままになっています。

全国の非正規労働者の雇用状況は、過去最高の2千万人を超え増加傾向にあります。この社会的情勢のもと労働契約法20条（雇用期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）が2013年4月1日に施行され、非正規労働者の待遇改善を後押しする法律が策定されました。

日本郵便の契約社員3人が「正社員との待遇格差があるのは労契法20条違反」として訴えていた裁判の判決が9月14日、東京地裁で言い渡されました。東京地裁判決（東京地裁民事19部・春名茂裁判長）は、「年末年始勤務手当、住居手当、夏期・冬期休暇、病気休暇が時給制契約社員に支給・付与されないことは労契法20条に違反し、各手当の不支給には不法行為が成立する」と判示し、約92万円の賠償を命じました。多くの非正規社員が働き、全国性と公共性を有する日本郵便に対し「20条違反」の判決が下されたことは、社会的にも大きな影響を与えるものであり、日本郵政グループ各社は東京地裁判決に基づき、非正規社員の処遇改善にとりくんでいかなければなりません。

今年度の正社員登用は「応募要件の緩和」に伴い、昨年度を大きく上回る時給制契約社員が受験しました。しかし、採用予定数として会社が明らかにしている人数は合計で3,145人程度となっており、受験者全体の8割以上が不合格となります。応募要件に見合う登用数の拡大は急務となっています。

日本郵政グループ各社で働く非正規社員が将来に希望と誇りを持ち働き続けられるよう以下の項目について要請します。

## （要請事項）

1. 希望する非正規社員の正社員への採用（登用）を行うこと
2. 正社員への採用にあたって公正・公平な採用（登用）を行うとともに登用数を拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1,000円以上にすること
4. 夏期・冬期休暇、有給の病気休暇を新設すること
5. 正社員との間にある諸手当等の格差を是正すること

201 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

【最終集約日 2018年2月27日】

**取り扱い団体 郵政リストラに反対し、労働運動の発展をめざす全国共同会議**

問合せ先・送付先

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内